

## 公益財団法人 社会変革推進財団 職員退職金規程

(2026年4月1日改定)

### 第1条 (目的)

本規程は、公益財団法人社会変革推進財団（以下、「財団」という。）の職員の退職金について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (職員の定義)

本規程において、「職員」とは、財団の就業規則第3条1号、2号に定める正職員、時短正職員をいう。

### 第3条 (支給対象)

退職金は、職員が退職したときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

2. 前項の遺族の範囲及び順位は、労働基準法に定めるところによる。

### 第4条 (退職金の支給制限)

退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- (1) 就業規則第70条に規定する懲戒解雇に該当するとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

### 第5条 (退職金の額)

職員の退職金の額は、次の各号に定めるところにより算出された額とする。

#### (1) 算出方式

退職金の額 = (累積勤続ポイント + 累積資格等級ポイント) × ポイント単価 × 支給係数

#### (2) 累積勤続ポイント

別表1に定める勤続ポイント表に基づき、当該職員の勤続1年ごとに付与される勤続ポイント退職時まで累計したものをいう。

#### (3) 累積資格等級ポイント

別表2に定める資格等級ポイント表に基づき、当該職員の資格等級在籍1年ごとに付与される資格等級ポイントを退職時まで累計したものをいう。

#### (4) ポイント単価

1ポイント当たり10,000円とする。

#### (5) 支給係数

別表3に定める支給係数を乗じて算出する。

### 第6条 (累積ポイントの計算)

累積勤続ポイント及び累積職務等級ポイントの計算は月単位で行う。

- 2 各月のポイントは、別表1及び別表2に定める「1年あたりポイント」を12で除して得た月ポイント（小数は保持する。）を用いる。累積ポイントは小数点以下第6位未満を切り捨て、退職金額は1円未満を切り捨てる。
- 3 前項の月ポイントの適用区分（勤続区分、職務等級）は、原則として各月末日における区分による。
- 4 職務等級に変更があった場合の当該月におけるポイントの取扱いは、第6条の2の定めによる。

#### 第6条の2（ポイントの適用月（過半数ルール））

職務等級に変更があった場合、当該月における職務等級ポイントは、当該月において各等級が適用される日数のうち、月の暦日数の過半数を占めるものを適用する。

- 2 前項により過半数が同数となる場合は、当該月において先に適用された等級のポイントを適用する。
- 3 発令日または解除日が不明確な場合は、会社（財団）が発令書等により決定する。

#### 第7条（退職金の支給）

退職金は、法令で定められた控除すべき額を控除した残額を支給する。

- 2 他の機関に出向した職員が、当該機関より退職金（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたときは、その額をこの退職金の額から控除する。
- 3 退職金は、予算その他の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から1月以内に支給する。

#### 第8条（特別加算金）

財団の都合により職員が退職する場合は、理事長が別に定めるところにより特別加算金を支給することができる。

#### 第9条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

#### 附 則（2024年3月18日）

- 1 本規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に在職する職員の勤続期間は、この規程の施行にかかわらず、その者が一般財団法人社会的投資推進財団または一般財団法人社会変革推進機構の職員となった日から通算するものとする。

附 則（2026年3月26日）

3. 本規程の一部改正は、2026年4月1日から施行する。
4. 本規程の施行日前に在職する職員が施行日以後に退職する場合の退職金額は、次の各号の合算額とする。
  - (1) 施行日前日（2026年3月31日）までの在職期間に係る退職金額を改定前規程により算定した額（以下「確定額」という。）
  - (2) 施行日（2026年4月1日）以後の在職期間に係る退職金額を本規程により算定した額
5. 前項(1)の確定額は2026年3月31日時点で確定し、施行日以後の在職期間、職務等級の変更その他の事由により改めて算定しない。確定額の算定に必要な端数処理その他の取扱いは、改定前規程の定めによる。
6. 本規程施行後最初の1年間（2026年4月1日から2027年3月31日まで）に退職する職員については、第4項により算定した退職金額と、改定前規程により全在職期間について算定した退職金額を比較し、いずれか高い額を支給する（初年度有利選択）。
7. 前項の改定前規程による算出に必要な端数処理その他の取扱いは、改定前規程の定めによる。

別表 1. 勤続ポイント

勤続	1年あたりのポイント
1年以上3年未満	5
3年以上5年未満	7
5年以上10年未満	14
10年以上15年未満	24
15年以上20年未満	28
20年以上	32

別表 2. 職務等級ポイント

職務等級	1年あたりポイント
ステージ1	15
ステージ2	15
ステージ3	30
ステージ4	30
ステージ5	40
ステージ6	40
副部長等級	50
部長等級	60

別表 3. 支給係数

勤続期間	支給係数
5年未満	100分の15
5年以上6年未満	100分の55
6年以上7年未満	100分の60
7年以上8年未満	100分の65
8年以上9年未満	100分の75
9年以上10年未満	100分の85
10年以上15年未満	100分の95
15年以上	100分の100